

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第42号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員」を、「その休職」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。